



Title	南宋財政史研究序説
Author(s)	長井, 千秋
Citation	大阪大学, 1998, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/40953
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 ＜a href="https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed">https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed >大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名 ^{なが}長 ^い井 ^ち千 ^{あき}秋

博士の専攻分野の名称 博 士 (文 学)

学 位 記 番 号 第 1 3 5 4 8 号

学 位 授 与 年 月 日 平 成 10 年 2 月 25 日

学 位 授 与 の 要 件 学位規則第4条第2項該当

学 位 論 文 名 南宋財政史研究序説

論文審査委員 (主査)
教 授 濱島 敦俊
(副査)
教 授 片山 剛 助教授 荒川 正晴

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、十二・十三世紀、南宋治下の地方の財政収支、および華北異民族政権と対峙する軍隊の兵站機関の機能と収支を検討し、南宋王朝の財政構造の特質の解明を試みたものである。序論・第一部（全三章）・第二部（全三章）・終章および文献目録から構成され、本文1,000字詰241頁・文献目録同10頁（合計400頁字詰換算628枚）の分量を有する。

「序章」において、先行研究が整理され、問題が設定される。宋朝国家は唯一絶対の公権力であったが、同時代の欧州・日本の諸国家と対照的にほとんど無産に近く、従って所有地・直轄領からの収入ではなく、租税収入に全面的に依存していた。かつ貨幣形態で徴収する租税の絶対量の多さ、及び比率の高さなども、近代租税国家と類似する。宋代は中国近世の出発点であり、しかも西欧型、日本型の近代国家を生み出さなかった旧中国社会の基層が胚胎・形成された時代である。南宋時代の財政という一歴史事象を取り上げ、先行研究の示す財政像を再検討し、特殊宋代的そしてまた中国近世に通底する特質と構造を浮かび上がらせることが求められている。

従来の膨大な研究が取り扱った主題と論点は多岐に渉るが、幾つかの問題を残している。第一に、国家・王朝もしくは中央レベルでの制度的・数量的な研究が先行し、中位（路）・下位（府州・県）レベルの具体的考察は手薄であった。第二に、その結果、国家・中央レベルの研究で得られた結論が、下位レベルに無媒介に適用される傾向があり、経済と財政の地域差や多様性が十分に認識されていない。第三に、“中央集権的に統制された財政運用”，或いは“農民層に対する重税”等の財政像が、十分な検証を欠いたままに、ア・プリオリの前提として共有されてきた。

これらの課題・研究状況を与件に、本論文は、長江下流域南岸、江南運河北端に位置する鎮江に焦点を据え、第一部「南宋府州財政の研究」において、州級行政単位たる浙西路鎮江府の財政を、第二部「淮東総領所の研究」では、鎮江に所在し、淮水ラインの国境防備軍（「大軍」）の後方兵站を担当した「淮東総領所」の財政機能を考察対象に設定する。

第一章「鎮江府の秋苗米と原額」。鎮江府域には、宋代から近代までの地方志が他地域に比し多く残存する。これら地方志は各種の租税データを記載する。これを利用し、租税の中核をなす土地税（「兩税」）を分析する。水稻・麦二毛作地帯に属するこの地では、秋収後に徴収する「秋苗米」、特に粳米（うるちまい）が重要である。徴収は法定の徴収

額（「原額」）に加えて、運送・徴収コストや目減分の補填等を名目とする付加税（「加耗米」）が上乗せされるという通説に対し、近年の財政史・社会経済史研究では原額存在に否定的な見解が強まりつつあった。本論文は数値の分析を通じて、「原額」が確実に存在することを論証した。かつ止めどもなき税負担の加重という従来の有力な見解を否定し、むしろ、付加税額まで考慮に含めた上で「輕税」の大原則が貫徹していることを確認する。

第二章「鎮江府の財政収支」。宮崎市定氏以来、宋代の中央と地方の関係では、税の加重化、負担能力を無視した上供額の設定、本来地方に帰属した財源の吸い上げ傾向、名誉職官僚の俸給の地方転嫁等々に起因する地方留置（「存留」）分の削減の方向が見られ、それにより地方財政は時代を逐って縮小した、という有力な見解が存在した。本論文は、鎮江府という一つの財政単位に密着してその収・支を詳細に分析し、現象的に地方財源の中央への取り上げや、上納＝「上供」率の引き上げは見られたが、商工業税＝「課利」、さらには上供の対象外の「加耗」等により府州の財政が現実に運用されていた事実の重要性を指摘、「より適合的で現実的な『正常な運用方式であった』と結論する。

第三章「江南の小農経営と租税負担」。前二章の考察の論理的延長上に、現実の農民の負担が分析される。実態を示す資料が著しく不足するなかで、本論文は、農村人口の圧倒的多数を占める「下等主戸」（自作・自小作の小農民）について、鎮江・蘇州・秀州（嘉興）の三地域に関する記述史料を基盤に、家族数・所有面積・収穫量・播種量・小作料額・生計費を綿密に設定、五種類の経営モデルを想定し、経営収支・租税負担を測定する。その結果、三十畝（1.5～1.8 ha）以下の自作農の租税負担率は、最高20％、多くは10％前後と算定された。第一章で否定された「南宋重税論」と論理上の連鎖を為す「小農貧窮論」もまたこの分析で否定され、従来の論証方法の欠陥が指摘される。

以上、第一部においては、農民経営の租税負担、租税徴収原則、州（＝府）レベルの収支構造が考察された。

第四章「淮東総領所の機能」。南宋の四箇所の「総領所」のうち、最大かつ重要な「淮東総領所」について、従来全く分析されていなかった洪适「淮東総領石記序」を主たる史料に、関連史料を補強しつつ考察する。淮東総領所が淮水ラインに展開する南宋軍に対する、被服・武器・馬匹から給与・食糧・馬料まで、一切の補給・運送を担当し、同時に軍兵の補充という軍政的機能、また屯田・榷茶務（茶の専売機関）・「互市」（国境線の交易場）等の管理や「鉄銭交子」（手形・紙幣）の発行権など財政・経済的機能を有し、さらにこれら兵站・軍政・財政機能に関連して、担当官吏を弾劾し、部下を処断する司法権も与えられていたことが明らかにされた。

第五章「淮東総領所の財政運営」。本章では、兵站機能の前提として、まず長江北岸から淮水に到る軍隊の配備を丹念に復元する。続いて、淮東総領所に供給される貨幣や食糧・物資の来源を検討、特に長江中下流域のどの地方（路・州）から供給されるかを明らかにし、最後に、鎮江に集中した貨幣・物資の、前線に向けての運送・分配を検討した。

第六章「南宋軍兵の給与」。兵站機能の計量分析は、当然に、軍隊給養の具体的考察を要求する。本章では、淮東総領所から補給される「大軍」に加え、もう一つの主力軍で主に対西夏戦争等に従事した中央の「禁軍」、および雑役・労務を提供した「廂軍」等、南宋の主要な軍隊について、『宋会要輯稿』や各種文集所載の記事を用いて、給与（食糧・貨幣・被服）の具体像を解明し、数値を算定した。

以上、第二部においては、淮東総領所の機能・財政構造を多方面から考察した。

終章においては、以上の知見を総括し、従来の「南宋重税論」「中央集権論」に対する新たな視角の設定による、今後の更なる考察の方向を提示している。

論文審査の結果の要旨

本論文は、財政史研究と題するが、広く経済史・軍事史、あるいは国制史の領域まで視野に収めつつ考察がなされた力作であり、中国近世史研究に大きく寄与するものである。

第一に、伝統と蓄積を誇る宋代財政史研究の中で、異見が提示されず、ほとんど定式化していたかに見える幾つかの重要な論理に対し、説得力に富む批判を展開した。特に従来の研究が、いわば“中央”の視点と論理を以て論を展開し、“地方”はそこで獲得された知見・論理の適用対象にすぎない嫌いがあったのに対して、本論文は地域に沈潜し、

地域史・地方史の文脈で財政の復元を行った。

第二に、本論文に示されたその史料の利用と分析能力は、高く評価される。その文献資料＝古典漢語の解析は、精緻かつ正確である。加えて、方志等に残されていた租税・戸口・田土データ等の統計数値を丹念に収集し、その分析に力を注いでいることも、従来の研究では必ずしも採られなかった方法であり、本論文の価値を高めるものである。

第三に、小農民経営モデルの提示もまた本論文の新たな成果である。従来、宋代の社会経済史研究は、長江下流域の農業・農村に注目、土地所有関係や生産力について多くの論攷が書かれてきた。特に量的に卓越する小農民経営について、多くの研究者が論述してきたが、史料の制約もあり、定性的分析に偏っていた。現存零細史料から、想定しうる可能性を全て条件に入れた複数のモデルを構成し、定量的分析を試みるという作業は、本論文においてほとんど始めてなされたものであり、極めて斬新な手法である。

第四に、淮東総領所は軍事上重要な存在であるにも関わらず、十分に考察されてこなかった。本論文は、その財政的事象を分析したものであるが、先行する類似の研究を遥かに超えるものである。さらに、金・元と対峙した南宋の軍の配備状況・兵数・補給路・給養額などが解明されたことは、軍制史・軍事史研究の水準を大きく引き上げるものである。

ここには確かに大きな成果が提示されていると同時に、考察さるべき課題もまた残されていると言わねばならない。

第一に、鎮江という南北東西の交通路の交差点に位置し、商業交易や国家財政による物流の中心となった地域とその後背地を分析したものである。事例研究として構築された論理は貴重であるが、他の地域、特に同じく長江下流域でもいまだ開発途上にあった浙西デルタ、先行して開発された浙東地域、また中流域にあって重要な財源をなしていた江西等々の事例分析との比較の上に、初めて南宋地方財政の包括的論理が構築されるであろう。

第二に、秋苗米における府（州）レベルでの「原額」の存在の確認は重要な指摘であるが、マクロな見通しを考えるならば、後代のように県に「原額」が存在しなかったか、追求しておくことが望まれる。この点は、既に本論文が提出している史料の分析の深化によっても、ある程度の推測は十分に可能と思われる。また夏税に関して「原額」が存在していたのかどうか、論及がないのも問題点として残るであろう。

第三に、附加税・課利を主たる財源に、府州の財政運用が定着し、各々の財政運用が行われていることを南宋の地方財政の特質に由来すると見る。しかし本来的にはかかる地方財政の運用は、必ずしも南宋に特徴的なものではないと考える余地は十分にある。たとえば前代の唐王朝に類似の現象を見出す説もあるからである。南宋を考察する際にも、中国の地方財政に通底する性格を念頭に入れておく必要があるであろう。

第四に、淮東総領所の具体像の提示は極めて貴重な成果であったが、序章における問題設定と、第二部での具体的分析・結果との間を架橋する論理を、いままこし詳細に展開しておくことが望まれる。

この詳細な実証論文を、申請者は自ら「序説」と題した。この成果を出発点とする考察のさらなる拡大・深化を自ら期しているからである。ここに提出する審査意見は、決して、これによって本論文の価値を低めるものではなく、あくまで本論文が達成した高度の水準を前提としての議論にほかならない。

よって、本審査委員会は、本論文が博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。